



この社会あなたの税がいきている

くじ市税だより

No. 99

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産（土地や家屋、償却資産）を所有している人が、その資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

■家屋の固定資産税について

●新築・増築家屋の調査に協力を

新築・増築された家屋は、1月1日現在の所有者に、固定資産税が課税されます。

課税の基準となる価格を決定するために、屋根や外壁、各部屋の内装や建築設備などの調査が必要となりますので、完成後は速やかにお知らせください。

時期が遅れた場合、入居後の調査となりご迷惑をおかけすることが予想されますので、工事完了後はお早めに連絡をお願いします。

●家屋に対する減額措置について

既存住宅のバリアフリー改修工事、耐震改修工事、省エネ改修工事などを行った住宅に対して、それぞれある一定の要件を満たすと、固定資産税が減額されることがあります。対象要件や提出書類については、問い合わせください。

■土地の固定資産税について

●住宅用地の特例

居住する住宅用地の固定資産税は、小規模住宅用地（200㎡まで課税標準額の1/6）、一般住宅用地（200㎡を超え家屋面積の10倍まで課税標準額の1/3）など面積によって特例が適用されます。

この特例が適用されている土地については、納税通知書に同封してある課税明細書に「住宅特例」と記載されていますので、確認ください。また、新たに住宅用地となった、住宅用地でなくなったなど、住宅用地に変更があった場合には、税務課に申告が必要ですので、問い合わせください。

●家屋を取り壊したら届け出が必要です

家屋の老朽化や建て替え、災害などにより家屋を取り壊した場合、翌年度以降の固定資産税の課税をなくすための届け出が必要です。解体工事完了後は、お早めに届け出をお願いします。

軽自動車税の各種手続きは期限内に！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の納税（申告・報告）義務者に課税されています。

当該車両に変更があった場合は、その事由が発生した日から15日以内に手続きする必要がありますので、ご注意ください。 ※手続き内容によっては、必要なものが加わることがあります。

車両の種類	事由	持参するもの
原動機付自転車（～125cc） 小型特殊自動車	①住所変更、廃車、市内の人へ譲渡する場合 →久慈市役所税務課 ②転出、市外の人へ譲渡する場合 →久慈市役所税務課と転出先（新使用者が居住する）の市区町村	①印鑑（市内の人へ譲渡する場合は、旧所有者と新所有者の印鑑） ②ナンバープレート（廃車、転出、市外の人へ譲渡する場合のみ） ③標識交付証明書
軽二輪（125cc超～250cc以下） 軽三輪 軽四輪	転出、譲渡、廃車などをする場合 →岩手県軽自動車協会（☎019-639-8021） または、転出先の軽自動車協会	①印鑑 ②ナンバープレート（廃車や転出などでナンバープレートが変更になる場合） ③新住所または新所有者の住民票（住所変更、転出、譲渡の場合） ④車検証または届出済証 ⑤自賠責保険証書（軽二輪の場合） ⑥譲渡証明書（二輪の小型自動車の譲渡の場合）
二輪の小型車両（250cc超）	転出、譲渡、廃車などをする場合 →東北運輸局岩手運輸支局（☎050-5540-2010） または、転出先の運輸支局	

市税などの 質問・相談 窓口

■税務課 ☎52-2114

- 市県民税、軽自動車税、国民健康保険税
- 固定資産税

■市民課 ☎52-2118

- 国民健康保険証、後期高齢者医療関係
- 国保年金係

市民税係 資産税係

■収納対策課 ☎52-2368

- 口座振替、納税証明など
- 納税の方法など

管理係 収納係

■健康保険の変更は市民課 に届け出をお願いします

☎市民課国保年金係 ☎52-2118

【国保喪失の手続き】（国保保険証の返還）

就職などで職場の健康保険（社会保険など）に加入した場合は、下記のものを持参し手続きをお願いします。

- ①国保保険証 ②身分証明書 ③印鑑
- ④マイナンバーの分かる個人番号カードなど
- ⑤資格取得証明書または健康保険証

【国保取得の手続き】（国保保険証の交付）

退職などで職場の保険を脱退した場合は、下記のものを持参し手続きをお願いします。

- ①身分証明書 ②資格喪失証明書 ③印鑑
- ④マイナンバーのわかる個人番号カードなど

市税などの納付を便利な口座振替にしませんか

☎収納対策課 ☎52-2368

口座振替を申し込みいただくと、納期ごとに指定の口座から自動的に納付できます。一度申し込みれば翌年度以降も口座振替になります。

【口座振替できる市税など】

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料など

【口座振替できる金融機関】

岩手銀行、みちのく銀行、東北銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫、東北労働金庫、新岩手農協、岩手県信漁連、ゆうちょ銀行（郵便局）

【申込方法】

預貯金通帳、金融機関届出印、納税通知書を持参し「市税等預金口座振替（新規・解約）依頼書」（市役所・山形総合支所・各支所・市内金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、提出してください。

※固定資産税の個人所有のものと、共有のものは別々に申し込みが必要です。

コンビニやゆうちょ銀行でも市税などの納付できます

全国のコンビニや東北6県のゆうちょ銀行（郵便局）でも、市税などが納付できますので、ご利用ください。

【取り扱いできる市税など】

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

【コンビニで取り扱いできない納付書】

- ①納付書1枚あたりの金額が30万円を超える
- ②バーコードが読み取れない
- ③使用期限をすぎている

【市内で利用できるコンビニなど】

ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、MMK 設置店 ※納付書の裏面に納付場所が掲載されています。